

研究ノート

看図アプローチの法学教育への活用（Ⅱ）

—学習指導要領の枠組の中での活用可能性の検討—

鹿内信善¹⁾・大山和寿²⁾・石田ゆき³⁾・山下雅佳実⁴⁾・川俣沙織⁴⁾

SHIKANAI Nobuyoshi OHYAMA Kazutoshi ISHIDA Yuki YAMASHITA Akemi KAWAMATA Saori

キーワード：看図アプローチ・法学教育・刑法・アクティブラーニング

1. はじめに

前報（鹿内他 2021）では、法学教育へ看図アプローチを活用した「授業モデル」をいくつかつくってみました。前報では、とりあえずのまとめとして、次のような方向づけをしておきました。

表1 前報での方向づけ

どのような特質をもった人たちが学習者になるかによって授業モデルを少しずつ変えていく必要もあります。たとえば、大学初年次の学生・学部専門ゼミの学生・大学院生等々、多様な学習者集団が考えられます。法学部以外にも教育学部や保育者養成機関などでの実施も考えられます。（鹿内他 2021,p.32）

私たちのチームは、大山のみが法律の専門家です。大山以外は皆、法律の素人なので、いろいろ学びながら走っています。前報を書き上げてからも、私（鹿内）は、法学や法学教育に関する文献をさらに読み込みました。その中に江口（1993）の論文があります。江口（1993）からは、たくさんのことを学びました。とくに役立ったのは、上掲の「前報での方向づけ」は、教育上の2つの概念によって整理できる、という情報です。ひとつは Legal Education、もうひとつが Law-

Related Education です。Legal Education は「法学教育」と訳されます。法学教育は、大学等における法律家養成のための専門教育をさします。一方、Law-Related Education は「法教育」と訳されています。江口（1993）は、法教育を専門教育とは別の「一般教育」としてとらえ、小中学校の社会科教育の中に位置づけています。私たちは、法学部での法学教育以外に、教育学部等での法学教育の必要性を考えていました。江口（1993）を読んで、法学に関する教育は、小中高の社会科教育の中にも位置づけていく必要があるということに気づくことができました。

この原稿をまとめ始めている時に、朝日新聞（2021a,2021b,2021c,2021d）に「法教育はいま」という、4回の連載記事が掲載されていました。その記事によって、江口（1993）は、日本に「法教育」の考え方を紹介したランドマーク的論文であることを知りました。また Law-Related Education に「法教育」という訳語を充てたのも、江口（1993）だということを新聞記事で知りました。

ここまで学んだのなら、私たちも「法教育」という枠組みの中で研究をすすめていくべきなのでしょう。そういう方向性も検討してみました。いくつかの理由で「その道はない」という結

1) 天使大学

2) 青山学院大学

3) 日本医療大学

4) 中村学園大学短期大学部

論になりました。理由の第1は、「法教育はいま」という連載記事の締めくくりの言葉です。連載4回目の最後に次の言葉が書かれていました。

「法教育の可能性を求めて模索が続く。」

「法教育」が日本に紹介されてから、すでに四半世紀以上になっています。それだけの時間をかけてもなお、模索が続いている領域に、私（鹿内）は入っていけないと思いました。私に残されている研究時間を考えてのことです。

連載記事には、1990年代から法教育の研究・実践に取り組んできた大学教授のコメントも載っていました。そのコメントは「法教育とは何か、教育現場に広く浸透していない」理由に関するものでした。指摘されていた理由は次の2つでした。

①「法」という専門性への苦手意識。

②「消費者教育」「金融教育」「租税教育」など様々な「〇〇教育」の必要性が強調され、教育現場に戸惑いがある。

私たちが目指しているのは、こういう苦手意識や戸惑いの克服をサポートすることです。これには看図アプローチが役に立ちます。「法教育」に携わっている方たちの考え方を活かしながら、看図アプローチの役立て方をもっと深く研究した方が良いと思いました。

「法教育」が目指しているのは次のようなことです。

「自由で公正な社会を作るために、法律の専門家でない一般の人々が、法や司法制度、その基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（朝日新聞 2021a）」

以上のことを考慮しつつ、私たちは、従来通り「法学教育」という言葉を遣って研究・実践をしていくことにしました。ただし、表1「前報での方向づけ」の中に小中高における社会科教育の「内容」を取り入れることにしました。これは「法教育」がこれまで取り組んできた教育活動の重要性に鑑みてのことです。

私たちの研究・実践では、小中高の社会科教育での法学教育から、法学部でなされる専門的な法学教育までを扱っていきます。また両者の中間に

位置づけられるものとして教育学部等の多様な学部での法学教育があります。これらすべての法学教育を看図アプローチを用いて設計できるような教材開発・授業開発研究をしていきます。具体的には、様々なレベルでの法学教育に共通して活用可能なビジュアルテキスト（教材）の開発、発問の開発を、まず行っていききたいと思います。

新たに研究・実践の方向性として取り入れるのは、学習指導要領中の次の部分になります。ここでは法学教育と関連の深い「中学校社会〔公民的分野〕」の「内容（2）現代社会を捉える枠組み」を引用しておきます。

(2) 現代社会を捉える枠組み

対立と合意、効率と公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。

(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。（文部科学省 2018,p.58）

Ⅱ. 教材・発問開発

目的

本稿では、上掲した学習指導要領公民分野「内容」を取り上げます。とくに「きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。」を可能にする教材づくり・発問づくりをしていきます。最終的には「授業づくり」までしていく予

定ですが、今回は「発問づくり」の検討まで行っていきます。

教材絵図（ビジュアルテキスト）

看図アプローチでは、絵図や写真などのビジュアルテキストを読み解きながら授業をすすめていきます。看図アプローチを活用した授業では、ビジュアルテキストは必須です。前報では、「民法」と結びつけやすい絵図をビジュアルテキストにしました。今回は「刑法」と結びつけやすい絵図を採用しました。それが図 1 です。

私たちは、いつも、絵図に名前をつけて用いています。図 1 には「とっておき絵図」という名前をつけてあります。名前の由来は文字通り「とっておいた絵図」だからです。

法学教育看図アプローチの研究・実践を行うにあたって、法律の学習に使えるような絵図をあらかじめ、制作してもらっていました。看図アプローチで用いる絵図のほとんどが、石田が制作したも

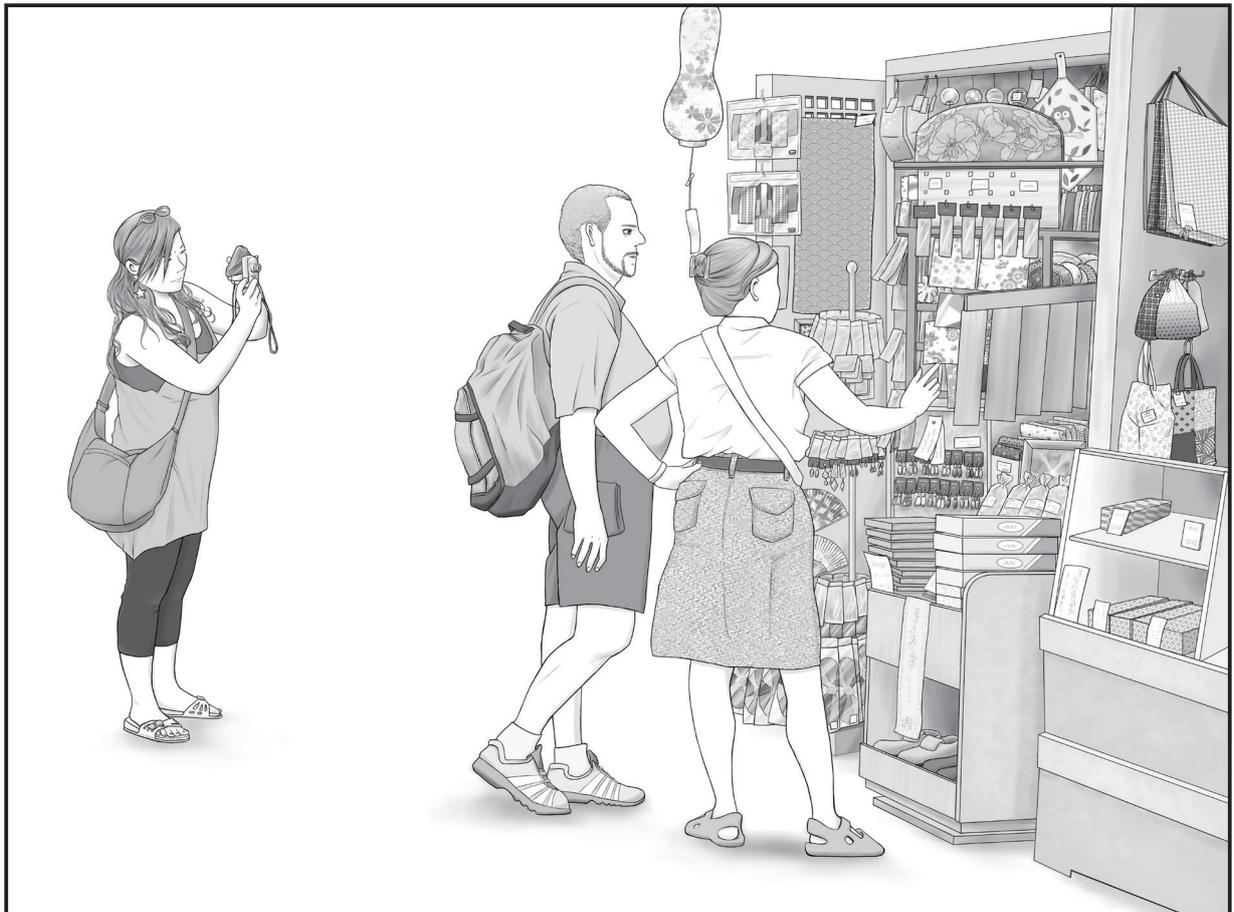
のです。石田は、全国看図アプローチ研究会の専属アートスタッフです。石田が、「法学教育に使えるかも」と思って、描きため、「とっておいてくれた」絵図の中から、第 1 筆者鹿内が「刑法の学習に使えるそう」と思って選んだのが図 1 の絵図です。

ここまではアートスタッフの石田と、私（鹿内）の感覚を頼りにしてすすめてきた作業です。図 1 の「とっておき絵図」が法学教育看図アプローチの研究・実践に活用できるのかテストしていく必要があります。テストすべき項目はたくさんあるので順番に片づけていきます。

「とっておき絵図」の教材化可能性の検討方法

今回は「刑法」に関連する教材開発を目指しています。ですから、「とっておき絵図」から、刑法に関連づけられる「読み解き」が生まれてくるかどうかをまず調べておかなければなりません。

これから、いろいろな調査結果を報告してい



©yuki.ishida

図 1 とっておき絵図

ます。ここで学習者役になっているのは、すべて本稿の共著者たちです。そのため、発言記録等はすべて本名で紹介していきます。大山は法学の専門家でもあるので、法学内容に深く関わることが出てきたときにはスーパーバイザーの役割も果たしてもらいます。調査はすべて教師役の鹿内が中心になってメールによって行いました。

「とっておき絵図」の読み解き

看図アプローチでは、ビジュアルテキストの読み解きは「ものこと原理」にのっとってすすめていきます。絵図に描かれている「もの」をまず詳細に取り出させます。この読み解き活動を「変換」とよんでいます。

次に、絵図に描かれている「もの」を関連づけて、どんな「こと」が描かれているかあげてもらいます。描かれている「もの」と「もの」を関連づけるので、この読み解き活動を「要素関連づけ」とよんでいます。

「こと」には、もう一種類あります。それが「外挿」です。外挿は絵図に描かれている「こと」を超えて、読み手（学習者）の想像によって生み出した「こと」です。学習者の想像も加味された「こと」ですが、協同で学んでいる仲間たちも「なるほど」と思うような根拠が必要になります。

「ものこと原理」及び「変換」「要素関連づけ」「外挿」等については鹿内（2015, 2018）で詳述しています。そちらも参照してください。

本稿で学習者役になってくれているのは、看図アプローチを熟知している方たちです。そのため、「変換」「要素関連づけ」による読み解きは省略しました。「外挿」による読み解きから始めていきました。「外挿」による読み解きを引き出すために用いたのが「発問 1」です。

発問 1

右側の 2 人はどんな「こと」を話しているのでしょうか。根拠のある推測をしてください。

この発問を図 1 の絵図につけたメールを大山・川俣・山下に送りました。返信は CC メールにしてもらい、皆が共有できるようにしました。石田は、この絵図の制作者なので発問 1 についての解答は求めませんでした。

発問 1 に対して、最初に返信を届けてくれたのは大山でした。また、大山の返信（読み解き）を読んでいて、教師役の鹿内は、次の発問を思いついてしまいました。これらの理由により、大山の読み解きを次の展開で用いるテキストにしておくことにしました。発問 1 に基づく大山の読み解きを紹介しておきます。

発問 1 に基づく大山の読み解き

話している「こと」

このお店で売っている物について、この 2 人にとって珍しい物だと話しているのかと思いました。

読み解きの根拠

お店については京都など日本の観光地にあるように受け取りました。この 2 人については、西洋の方のようです。真ん中の男性については、大きなリュックを背負っていることから、旅行者（観光客）のように判断しました。

一番右の女性について、この店の店員かと最初は思いましたが、背中バンドからすると、体の前にカバンか何かを持っているようです。そうすると、この女性は店員ではなく、右から 2 番目の男性と一緒に旅行しているようです。そして、西洋の方からすると、日本の伝統的なお土産は珍しい物なので、そのような会話をしているように感じました。

ここから「発問 2」につなげていきます。発問 2 は、学習者役から刑法への言及があることを想定しています。発問 2 は次のように呈示しました。

発問 2

今回は大山先生の読み解きを採用しました。

「このお店で売っている物について、この2人にとって珍しい物だと話しているのかと思いました。」

珍しいものなら、そこから勝手に持っていけばいいと思うのですが、そうしないのはなぜだと思いますか。法的根拠を示してください。「なんという法律のどこにどのように書かれているか」を簡単に示してください。法律の条文を探すのは大変かもしれませんが、ネット情報も駆使してかまいません。

発問2は、山下と川俣にのみ解答を求めました。大山にはスーパーバイズしてもらいます。また、発問2は、CCメールで解答を回収せず、個別に回収してあとで学習者役同士で共有するようにしました。まず、発問2に対する山下の解答を紹介します。

発問2に対する山下の解答

「珍しいものなら、そこから勝手に持っていけばいいと思うのですが」見るからに「お店」でしたので（露店的な）、窃盗の罪に当たると思います。

刑法第235条（窃盗）

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただし、配偶者、直系血族又は同居の親族の物を窃盗した場合については、窃盗罪は成立しません（刑法244条）。というのもあり、「2人にとって珍しいもの」とあり、もしかすると同居している親族が露店をだし、そこに親の形見を置いているとすれば刑法244条で窃盗罪には当たりません。

また、物が形見だとすると、「占有権（せんゆうけん）とは、物に対する事実上の支配（占有）そのものを法律要件として生ずる物

権。日本の民法では180条以下に規定がある。」「占有を法律上正当づける権利たる所有権、地上権、質権等の権利を本権というのに対し、占有権は物に対する事実上の支配という状態そのものに法的保護を与える権利である」ことから、罪には問われない可能性があるかもしれません。

でも、この2人は勝手に持って行ってないので、やはり、刑法第235条の窃盗に当たるからだと思いました。

これに対し大山から次のようなコメントをもらいました。

大山からのコメント（山下の発問2に対する解答へ）

占有権に気がついたのはよく調べましたね。

確かに、泥棒にも、盗んだ物について占有権が認められます（民法180条参照）。だから、泥棒にも一定の保護が与えられます。

Q1. この点に気がついた点はすごいのですが、そうすると、お店の人は、誰かにお店で売っている物を勝手に持っていかれると、もう取り戻すことができないのでしょうか？

Q2. また、犯罪とならないならば、お店にある物を勝手に持ち出して良いのでしょうか？例えば、小学生が珍しい物だと思ってお店で売っている物を勝手に持ち出しても、犯罪となりません（刑法41条）。小学生ならば、お店で売っている物を勝手に持ち出して良いのでしょうか？

Q3. また、（解答で述べられている）同居している親族の物を勝手に持ち出しても、良いのでしょうか？

「大山からのコメント」には、3つの発問が含まれています。鹿内から、発問を出してくれるよう、とくに依頼したわけではありません。ごく自

然に生まれてきた発問です。大山は、いつも発問づくりに苦労しています。今回紹介している方法は発問づくりに役立つことがわかりました。これは大収穫です。今回の教材研究は、いずれ大山が授業者となって授業することを想定しています。大山が、上にあげてくれた発問は、大山自身が授業者になったときに役立てることができません。上の3つの発問に対しては、「すべて法的根拠をもって答えられる」と大山は鹿内宛のメールで述べています。大山が考えてくれた発問を取り入れた授業づくりは、今後の課題となります。

次に、もうひとりの学習者役、川俣の解答をみてみましょう。

発問2に対する川俣の解答

発問2についてですが、以下の通り考えました。刑法 第二百三十五条「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」に基づき、他者の所有物・財産を掠めることは刑罰の対象となるため。観光・ビジネス等の目的で他国に滞在中は現地の法律を遵守しなくてはならないため。

川俣のこの解答に対して、大山から次のコメントが届きました。

大山からのコメント（川俣の発問2に対する解答へ）

「観光・ビジネス等の目的で他国に滞在中は現地の法律を遵守しなくてはならないため。」

これは、良いところに気がつかれましたね。問題となっている人が外国人だとしても、日本の領土内にいる以上、日本の国の主権（国家刑罰権）が及びます。そのため、刑法1条1項は、「この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する」と定めています。

山下も川俣も刑法235条を基に考えています。また大山のコメントも刑法1条を引いています。「とっておき絵図」と2つの発問によってここまでたどり着くことができました。上に述べてきた手順は、「刑法」の学習を引き出すための導入として活用できそうです。

本稿は、「きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。」を可能にする教材づくり・発問づくりも検討課題にしています。そこで次に、「きまりの役割」について考えるきっかけになるであろう発問を学習者役に投げかけてみました。

きまりの役割について多面的・多角的に考える

「とっておき絵図」をめぐるメールのやりとりで明らかになったことをまとめると次のようになります。

「お店にある珍しい物を勝手に持っていかないのはなぜか。それは勝手に持っていったら刑法235条によって窃盗罪となるからである。日本の刑法は、日本国内で罪を犯した人すべてに適用される。だから、勝手に持っていかないのだ。」

このまとめは一見論理的ですが、私（鹿内）は少し矛盾を感じました。そこから、次の「発問3」が生まれました。

発問3

外国人観光客が日本の刑法を読んでいるわけがありません。読んでもいない日本の法律に従っているのはどうしてでしょうか。

この発問に対し川俣からすぐに解答が届きました。

発問3に対する川俣の解答

人間社会にとって普遍的な禁忌事項であるため。十戒にある通り、人殺しや窃盗は万国共通の倫理（もちろん全世界すべての国に適用されないとは思いますが……。）であるため、日本の刑法を読んでもなくてもそれを犯さないのだと思います。

川侯の解答からは、「法律に優先する規範があり、人はまず、その規範に従って行動する。だから、外国人が日本の法律を読んでいないとしても、日本の刑法に抵触する行動はしないのだ。」という主張が読み取れます。

川侯のこの主張から、さらに次の「発問 4」が生まれてきました。

発問 4

法律に優先する規範があり、人はまずその規範に従って行動する。このように主張することはできるでしょうか。

この発問に対し山下からは次のような解答が届きました。

発問 4 に対する山下の解答

主張できないと思います。

倫理観や道徳観はその文化・教育に影響を受けるため、そういった文化・教育を受けていない場合、「人殺しや窃盗は万国共通の倫理」は通用しないので、主張できません。

川侯の解答も山下に類似していました。ただ、川侯は山下より詳しい解説を加えてくれました。そのため川侯の解答を基に考察をすすめていきます。まず、川侯の解答を読んでみましょう。

発問 4 に対する川侯の解答

ある一面においてはできると考えます。言い換えれば、法律に優先する規範があり、人は「まず」その規範に従って行動する。とは言いきれないと考えます。基本的には文明社会においてはその社会において合意を得た(とされる)法律があり、それを遵守するべきではありますが、「状況次第では」それに優先する規範があり得ると考えます。宗教上の規律がそのひとつではないでしょうか。日本においては女性が肌を露出することは違

法ではありませんが、イスラム社会においては禁忌ですし、イスラム社会においては豚肉を食べることは禁忌ですが、日本においてはそうではありません。一方で、宗教上の禁忌であっても状況次第では柔軟に対応することもあり得ると思います。イスラム教徒であっても病気の場合や旅行中は礼拝の回数を削減してもよい、と定められていると聞いたことがあります。また、法律や宗教上の規律に反するとしても、人道上の理由で禁忌を犯すという判断もあり得るかと思えます。ムスリムの男性が心肺停止状態の女性の緊急救命処置をするなどがそれにあたるかと思えます。

『としょかんライオン』(ミシェル・ヌードセン 2007) という絵本がまさにこのことを描いています。この絵本の中では、主人公のライオンがケガをした友人を助けるために「大声を出してはいけない」という図書館の決まりを破ります。物語の結びの一文が秀逸です。以下に引用します。

「たまには、ちゃんとしたわけがあって、きまりをまもれないことだってあるんです。いくらとしょかんのきまりでもね。」

川侯は「としょかんライオン」という印象的な絵本の例をあげてくれています。「わけがあればきまりを守らなくてもよい」という主張を含んでいます^{註1}。「きまりの役割について多面的・多角的に考える」ためのきっかけになる主張だと思えます。この「掟破り」についてはもっと考えを広げていけそうです。

掟破り

法と法以外の社会規範の関係について、笹倉(2014, p.277)をもとに大山は次のコメントを寄せています。

大山からのコメント (法と法以外の社会規範)

道徳などの他の社会規範で問題が解決するならば、法の出番はありません。

台北の電車 MRT の車両内では、衛生環境の維持を理由に飲食が法的に禁止され、違反者には罰金が科せられるようです。しかし、日本では、(新幹線や特急列車のような場合を除けば) 地下鉄などで飲食はほとんどされません。マナーにより飲食のために車両内が汚れる問題があまり起こらないので、法的な規制が必要ないわけです。

逆に言えば、道徳やマナーなどの他の社会規範だけでは問題が解決しない場合に、法が形成されるわけです。

法であっても、法以外の社会規範であっても、私たちは「掟」を破らざるを得ない状況に度々遭遇します。そして、その度に大きなジレンマに陥ります。昔話や文学にも、そのようなジレンマが描かれています。「浦島太郎」も「鶴女房」も、さらには「赤ずきんちゃん」なども、主人公は「きまり」を守らなかったが故に大きな罰を受けます。私たちは、昔話や文学作品を通して、「きまりを守らないと罰を受ける」ということを学習していきます。

大きなジレンマを抱えずに掟を破る方法もあります。それは、掟を破る前に、何か「儀式」をするという方法です。ここでは2つ紹介しておきます。ひとつは、喜多川(2015)の小説『「福」に憑かれた男』の「あとがき」に出てくる文章です。少し長いので四角囲みにして引用しておきます。

幼い頃、僕は祖母と一緒によくお風呂に入りました。

その際、湯船に入ろうとすると必ずと言っていいほどあることがしたくなるのです。

それは

「おしっこ」

「ばあちゃん。おしっこしたい」

と言うと、必ずばあちゃんはこう言いました。

「本当はお風呂でしたらいかんのよ。でもしょうがないから、『お風呂の神様ごめんなさい』

って言いもってせんかい(言いながらしなさい)」

小学生になり、僕は一人でお風呂に入るようになりましたが、お風呂で「おしっこ」がしたくなると、つい独り言のように、「お風呂の神様ごめんなさい」ってつぶやきながらするようになってしまいました。言わなければなんとなく気持ちが悪かったです。

(喜多川 2015,p.168)

ふたつめは、かなり重い例です。仏教の「律」についての考察です。佐々木(2011)『「律」に学ぶ生き方の智慧』から多くを引用していきます。

佐々木(2011)に依拠するには、2つの理由があります。ひとつは、「とてもわかりやすい」ということです。もうひとつは「実践の書」として私(鹿内)自身が納得のいく書物だということ

です。「律」は、「なにになしてはならない」という禁止事項と「なにになしななければならない」という行動マニュアルの2部からなっています。禁止事項の最初に、破ったら「波羅夷はらい」という大罪になる禁止規則が4つ出てきます。「律」の中でも最も重要な規則です。これを佐々木がわかりやすく翻案してくれているので引用していきます。ここでは、4つの中の、最初に出てくるものを紹介します。

1. 僧侶はどのような形であっても性行為をおこなってはならない。この規則を破ったものは波羅夷罪とする。(佐々木 2011,p.66)

とても厳しい規定です。しかし、読みすすめていて私自身拍子抜けしたのですが、この規則を守れないときの救済措置も明記されているのです。

上の引用文の続きを載せておきます。

ただし、やむを得ぬ状況になり、それを避けることができないと自覚した場合、緊急避難措置として「私は規則が守れない」と第三者に告げてからおこなったなら無罪である。

(佐々木 2011,p.66)

規則を破ってしまったときの救済措置ではありません。規則を破る前に、第三者に、その旨宣言しておけば無罪だ、というのです。

これは、前述した「お風呂でおしっこ」の場合と同型の救済措置であることに、私は「おもしろさ」を感じました。

Ⅲ. まとめ

「とっておき絵図」の読み解きから始めて仏教の「律」までたどり着きました。今回採用した方法で「きまりの役割について多面的・多角的に考察」することは可能だということは例証できたと思います。途中で刑法の条文も参照しました。学びを深めるための追加発問も、大山がつくってくれました。これらの発問は、法学部学生に対する法学教育でも活用できるはずです。

今回の教材研究・発問研究で得られた知見をいかして、実際の授業を行っていくのが次の課題です。小中高の社会科教育から、法学の専門教育まで、多様な学習者層に対する多様な授業をつくっていかねばいけません。次に私たちが行わなければならない、授業づくり研究は「大きな課題」です。

引用・参考文献

- 朝日新聞 2021a 「法教育はいま①ー遊び方決めよう!公正・公平にー」 7月7日朝刊
朝日新聞 2021b 「法教育はいま②ー法を『守る』から『使う』へー」 7月14日朝刊
朝日新聞 2021c 「法教育はいま③ー『司法教育』あえて『法教育』にー」 7月21日朝刊
朝日新聞 2021d 「法教育はいま④ー模擬裁判で養う伝える力ー」 7月28日朝刊

江口勇治 1993 「社会科における『法教育』の重要性ーアメリカ社会科における『法教育』の検討を通してー」 『社会科教育研究』68号 pp.1-17

喜多川泰 2015 『「福」に憑かれた男』 サンマーク文庫

ミシェル・ヌードセン 福本友美子(訳) 2007 『としょかんライオン』 岩崎書店

文部科学省 2018 『中学校学習指導要領(平成29年告示)』 東山書房

佐々木閑 2011 『「律」に学ぶ生き方の智慧』 新潮社

笹倉秀夫 2014 『法学講義』 東京大学出版会

鹿内信善 2015 『改訂増補 協同学習ツールのつくり方いかし方ー看図アプローチで育てる学びの力ー』 ナカニシヤ出版

鹿内信善 2018 「聴覚特別支援学校における看図アプローチを活用した授業づくり(Ⅰ)ーF校に対する看図アプローチの紹介活動ー」 『福岡女学院大学大学院紀要発達教育学』第5号 pp.1-7

鹿内信善・大山和寿・石田ゆき・山下雅佳実 2021 「看図アプローチの法学教育への活用ー『民法』授業開発のための予備的検討ー」 『全国看図アプローチ研究会研究誌』7号 pp.19-32

注1

法の世界でも「ちゃんとしたわけがあれば」きまりを守らなかったとしても、それが是認されます。例えば、他の人が突然襲いかかってきたような場合です。自分の身を守るためにやむを得ずその人に対し殴り返して、怪我をさせてしまったとします。この場合には、形式的には、殴り返して怪我をさせてしまったことは、傷害罪になりそうです。しかし、殴り返したことは自分の身を守るためにやむを得ずしたことなので、正当防衛(刑法36条)となり、犯罪となりません。(注記文責:大山)

謝 辞

本研究を行うにあたり、青山学院大学法学部附置判例研究所研究プロジェクト「続・法学における講義の改善に関する研究－学生が能動的になるような工夫の探求」の研究費をあてました。

2021年8月 9日受付

2021年8月 11日受理